

東大阪市市有建築物耐震化整備計画 概要版

● 計画の目的

多くの市民が利用し、災害時には防災拠点等としても活用される市有建築物の耐震化を計画的かつ効率的に進め、耐震化率の向上を図ることにより、地震発生時の利用者の安全確保はもとより、震災時に果たすべき市有建築物の役割を維持し、安全安心なまちづくりを推進することを目的とする。

● 計画改定の背景・経緯

社会情勢

近年、日本各地で大地震が発生していることに加え、今後の大規模地震発生の可能性も指摘されているなど建築物の耐震化の緊急性が高まっており、建築物の耐震化を推進していくことが全国的な課題となる。

国の動向

(H18.01) 耐震改修促進法の改正、基本方針の策定
→ (H25.11) 再改正、方針見直し

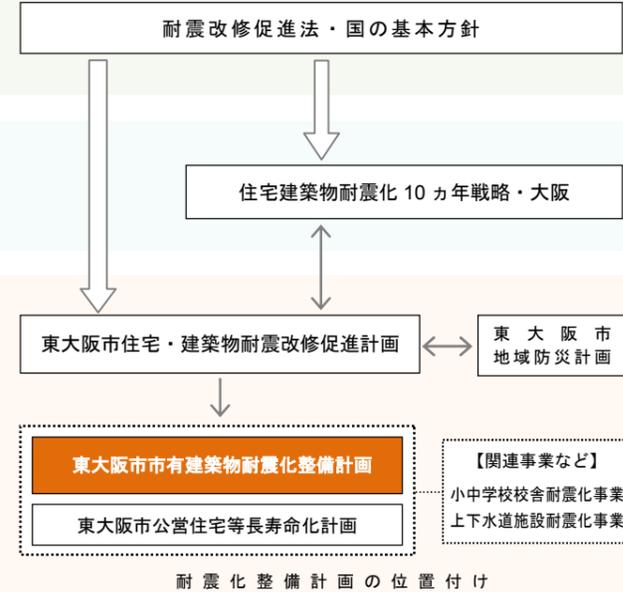
府の動向

(H18.12) 大阪府の耐震改修促進計画の策定
→ (H28.1) 計画期間満了に伴い改定

東大阪市の動向

(H18.12) 市の耐震改修促進計画の策定
→ H28年度計画期間満了に伴い改定予定

(H23.05) 第一次耐震化整備計画策定
→ H27年度末に計画期間満了、上位計画の改定
→ 計画の見直しが必要



● 計画の対象建築物

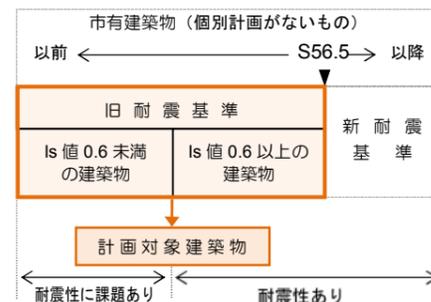
本計画では、市有建築物の建物用途より「防災関連施設」「特定建築物」「その他一般建築物」に分類して耐震化に取り組む。

「防災関連施設」については50㎡以上、「特定建築物」及び「その他一般建築物」については100㎡以上の延床面積を有する建築物の内、旧耐震基準に基づき設計されたもの

※ 上下水道施設、学校園施設については別途事業により耐震化に取り組む。

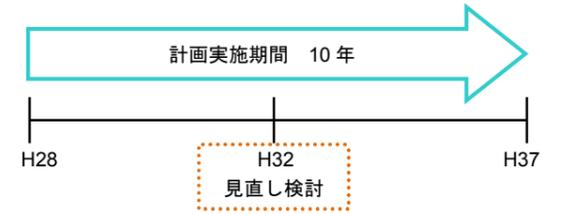
・市営住宅

戸数・棟数が多く、入居者への十分な配慮も必要であり、住宅に特化した計画での取り組みが最適と考えられる。
→ 「東大阪市公営住宅等長寿命化計画」により耐震化を図る。



● 計画の期間

上位計画を踏まえ平成37年度までの10年間とする。
平成32年度に計画内容を検証し、必要に応じて見直しを行う。
また、耐震化の状況や社会情勢の変化等を踏まえ見直しを行う。



● 耐震化の現状と課題

本市の市有建築物の多くが旧耐震基準が適用されていた昭和40年代に集中して建設されている
→ 大地震が発生した場合、倒壊する恐れがある。

(H19.03) 「市有建築物耐震改修促進のための検討会議」(現：市有建築物保全推進のための検討会議)を設置
市有建築物の耐震化について検討を進める。

市有建築物全体	
現状	<p>市有建築物の耐震化率は毎年度着実に上昇 ※ 第一次耐震化整備計画の策定により H23 年度以降は飛躍的に上昇</p> <p>(H22 年度) 指定避難所の小中学校体育館の耐震化完了 (H27 年度) 小中学校校舎の耐震化完了 防災関連施設(上下水道施設を除く)の耐震化完了</p>
課題	将来予測されている大地震に対する備えは不十分であるため、引き続き市有建築物の耐震化を推進する必要がある。
用途分類別	
現状	<p>防災関連施設 H27 年度末、第一次耐震化整備計画により耐震化率 100% (上下水道施設を除く)</p> <p>特定建築物 小中学校校舎耐震化事業の進捗と共に耐震化率が上昇</p> <p>その他</p>
課題	<p>特定建築物 … 施設のあり方を見直す方針が示されている施設あり</p> <p>その他一般建築物 … 老朽化が著しく今後の運用も含めて施設のあり方の検討が必要な施設あり</p> <p>→ 今後、特定建築物及びその他一般建築物の耐震化について検討を進める必要がある。</p>

● 耐震化基本方針

【耐震化の取り組みに関する基本方針】

① 建築物が地震による被害を受けた場合の影響を考慮し、
市有建築物の耐震化は **特定建築物** を優先的に取り組む。

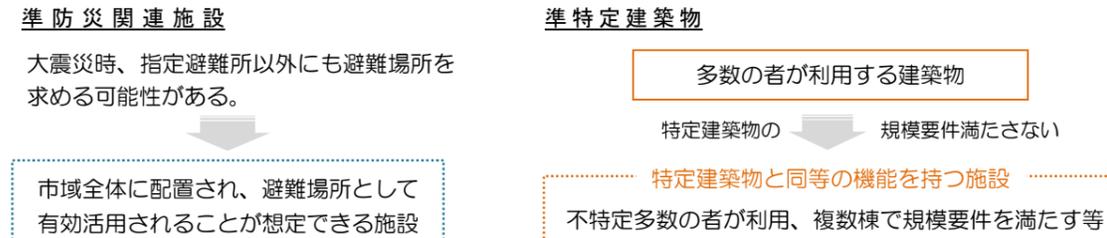
② 特定建築物以外の市有建築物の耐震化については、**防災関連施設に準ずる建築物**
及び **特定建築物に準ずる建築物** を優先的に取り組む。

※ 施設の大規模工事の実施予定がある場合は、施設所管課と協議の上、リニューアル工事時に合わせて耐震化を図る。

優先的に耐震化すべき建築物 ①

特定建築物 … 建築物の倒壊による甚大な被害が懸念されているため、耐震改修促進法に「耐震診断及び耐震改修の努力義務」が定められている。

優先的に耐震化すべき建築物 ②



【耐震化の手法に関する基本方針】

市有建築物の耐震化は、施設所管課が将来の施設のあり方や運用などの考え方を整理した上で、構造体の補強だけでなく、用途廃止、機能移転、解体及び建替え等についても検討を行う。

※ 耐震化の手法は、まず、施設所管課が考え方をまとめ関係部局と協議を行う。
※ 今後の施設のあり方について検討をしていないものや検討中のものは、方針が決まってから耐震化を進める。

・建築物の耐震化手法の選択基準

- (1) 老朽化や機能面等から長期的な活用が難しいと思われる場合 → 用途廃止、機能移転、解体及び建替え等
- (2) 市有建築物の有効活用の観点から、長期的に活用を図る場合 → 当該建築物における構造体の補強

● 耐震化整備計画の目標・対応時期・区分

該当計画	目標	対応時期	区分
第1次耐震化整備計画	防災関連施設の耐震化率 100% 【平成27年度未完了】	H25年度まで	I期
		H27年度まで	II期
本計画	特定建築物の耐震化率 100% 準防災関連施設及び準特定建築物の耐震化率 100%	H32年度まで	III期
		H37年度まで	IV期

※ 原則、耐震化の手法が決定しているものはIII期（機能移転などに期間を要するものはIV期）、施設の集約など今後のあり方が検討中のもの等はIV期とする。また、準特定建築物の耐震化は、特定建築物の耐震化が概ね完了後、実施するものとする。

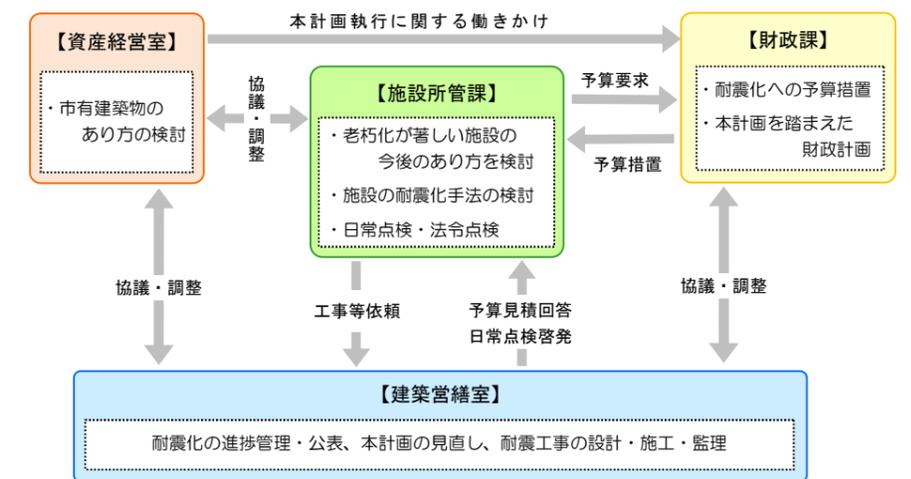
● 耐震化事業計画概要 (構造欄) S: 鉄骨造 RC: 鉄筋コンクリート造 SRC: 鉄骨鉄筋コンクリート造 W: 木造

	施設名称	棟数	構造	竣工	区分	耐震化の手法	備考	
特定建築物	東体育館	1	RC	S42	III	耐震改修	H27年度工事着手 H28年7月完了	
	旧市民会館	1	SRC	S42	III	解体	H27年度工事着手 H28年度未完了	
	旧永和小学校	1	RC	S47	III	耐震改修	H29年1月 工事着手予定	
	旧旭町庁舎	1	RC	S39	III	解体		
	旧大蓮東小学校	1	RC	S52	III	耐震改修	H28年度 設計実施	
	青少年女性センター	1	RC	S47	III	解体	用途廃止後に解体の予定	
	東大阪准看護学院	1	RC	S35	III	耐震改修	H28年度 設計実施	
	環境衛生検査センター	1	RC	S50	III	耐震改修	H28年度 耐震診断実施	
	荒本人権文化センター	1	RC	S56	III	耐震改修		
	長瀬青少年センター	1	RC	S50	III	耐震改修		
	旧下水道庁舎	3	RC	S40	IV	売却	機能移転後に売却の予定	
	グリーンガーデンひらおか	1	RC	S50	IV	検討中	施設のあり方検討中	
	中部環境事業所	1	RC	S46	IV	検討中	施設のあり方検討中	
西部環境事業所	1	RC	S57	IV	検討中	施設のあり方検討中		
その他一般建築物	準防災関連施設	縄手公民分館	1	S	S47	III	耐震改修	H28年度 設計実施
		若江公民分館	1	RC	S42	III	耐震改修	H28年度 設計実施
		意岐部公民分館	1	S	S47	III	耐震改修	H28年度 設計実施
		岩田公民分館	1	RC	S42	III	耐震改修	
		英田公民分館	1	RC	S54	III	耐震改修	
		弥刀公民分館	1	S	S54	III	耐震改修	
		柏田公民分館	1	S	S52	III	耐震改修	
		大蓮公民分館	1	RC	S48	IV	移転	移転後、残存建築物の扱いを検討中
		豊浦公民分館	1	W	M10	IV	検討中	耐震診断未済
		高井田東公民分館	1	W	S35	IV	検討中	耐震診断未済
	準特定建	荒本青少年センター	1	RC	S51	IV	耐震改修	
		長瀬人権文化センター	2	RC	S39	IV	耐震改修	
		永和図書館大蓮分室	1	S	S43	IV	検討中	耐震診断未済

● 組織の連携と役割

・施設所管課の役割

施設の耐震化は地震時の施設利用者の安全性と深く関わるため、「自らの問題」という強い意識を持って取り組むことが大切である。



● 耐震化状況の公表

毎年度末、各施設所管課に市有建築物の現況確認を行い、現況結果をまとめて本市ウェブサイトにて公表する。